

第4章 上位・関連計画における公共交通の位置付け

4-1 上位・関連計画の概要

本市が目指すまちづくりの方向性や公共交通との関わり等を確認するため、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープランなどの関連計画を整理しました。

整理した計画は以下のとおりです。

	計画名	策定年	計画期間
1	第2次伊予市総合計画 後期基本計画	令和3（2021）年3月	令和3（2021）年度 ～令和7（2025）年度
2	第2次伊予市 都市計画マスタープラン	令和2（2020）年4月	概ね20年後の 令和22（2040）年
3	伊予市立地適正化計画	令和6（2024）年4月 改訂	概ね20年後の 令和22（2040）年
4	伊予市人口ビジョン	平成28（2016）年3月	—
5	伊予市まち・ひと・しごと 創生総合戦略	令和2（2020）年3月 改訂	平成27（2015）年度 ～令和2（2020）年度
6	伊予市過疎地域持続的発展計画	令和5（2023）年2月 改訂	令和3（2021）年度 ～令和7（2025）年度
7	伊予市住生活基本計画 (伊予市住宅マスタープラン)	令和元（2019）年6月 改訂	令和元（2019）年度 ～令和10（2028）年度
8	第4期 伊予市地域福祉計画・ 伊予市地域福祉活動計画	令和5（2023）年3月	令和5（2023）年度 ～令和9（2027）年度
9	伊予市高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画	令和6（2024）年2月	令和6（2024）年度 ～令和8（2026）年度
10	伊予市 第3次障がい者計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画	令和3（2021）年3月	・第3次障がい者計画 令和3（2021）年度 ～令和8（2026）年度 ・第6期障がい福祉計画 ・第2期障がい児福祉計画 令和3（2021）年度 ～令和5（2023）年度
11	第2期伊予市子ども・ 子育て支援事業計画	令和2（2020）年3月	令和2（2020）年度 ～令和6（2024）年度
12	伊予市まるごと おもてなしプラン (伊予市観光振興計画)	令和3（2021）年8月	令和3（2021）年度 ～令和12（2030）年度
13	伊予市自転車を活用した 観光等推進計画	令和4（2022）年2月	令和4（2022）年度 ～令和8（2026）年度
14	伊予市公共施設等 総合管理計画	令和4（2022）年3月 改訂	平成28（2016）年度 ～令和37（2055）年度
15	都市再生整備計画 「郡中中心拠点地区（第Ⅱ期）」	令和5（2023）年9月 ※第3回変更	令和3（2021）年度 ～令和7（2025）年度
16	愛媛県地域公共交通網形成計画	令和5（2023）年7月 改訂	平成30（2018）年4月 ～令和6（2024）年9月

(1) 第2次伊予市総合計画後期基本計画 | 令和3(2021)年3月

1) 計画期間

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの5年間

2) 策定の趣旨

平成28(2016)年3月に策定された「第2次伊予市総合計画」に対して、まちづくりの指針として定めた将来像を実現するため、新たな視点を導入し、施策の基本的方向及び体系を見直されたものです。

3) 将来像・未来戦略・基本目標



4) 基本目標・基本施策

市の目指す将来像及び基本目標の実現に向けて、24の施策が掲げられています。

基本目標1 快適空間都市の創造	
① 住みやすい都市空間づくり	② 人に優しい道路・交通体系づくり
③ 情報化社会に対応した基盤づくり	④ 安らぎのある住環境づくり
⑤ 潤いのある水環境づくり	⑥ 安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくり
⑦ 循環型社会構築に向けた環境づくり	

基本目標2 健康福祉都市の創造	
① 次代を担う子どもたちの育成支援	② 生涯にわたる健康づくり
③ 健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践	④ 心の通った社会福祉の推進

基本目標3 生涯学習都市の創造	
① 学校教育環境の整備・充実	② 誰もが平等な社会づくり
③ 生涯にわたり学習できる環境づくり	④ 誰もが親しめるスポーツ・レクリエーションの振興
⑤ 個性豊かな文化の振興	

基本目標 4 産業振興都市の創造	
① 魅力ある農業の振興	② 持続的な林業・水産業の振興
③ 活力ある商業・工業の振興	④ 賑わいのある観光の振興
⑤ 食と食文化を生かしたまちづくり	

基本目標 5 参画協働推進都市の創造	
① 市民が主役のまちづくり	② 男女共同参画社会の実現
③ 効率的で透明性の高い行財政運営	

この基本施策の中で、公共交通関連として、以下の事業が位置付けられています。

【公共交通に関する位置づけ】

◇ 「基本目標 1 快適空間都市の創造 ② 人に優しい道路・交通体系づくり」

<取組の方針・摘要>

● 市民の日常生活の移動手段の確保

・市民が安全に安心して移動することができる公共交通機関を提供するとともに、広報紙・市公式ホームページ等を活用することにより、周知・啓発に努める。

● 来訪者の市内移動を支える公共交通ネットワークの形成

・観光等を目的とした来訪者の移動ニーズに対応した公共交通ネットワークを構築するとともに、利用促進に向け、積極的な情報発信を行う。

<主要な事業>

コミュニティバス運行事業、デマンドタクシー運行事業、地域公共交通情報発信事業等

<重要業績評価指標の現状把握値と目標値（令和7年度）>

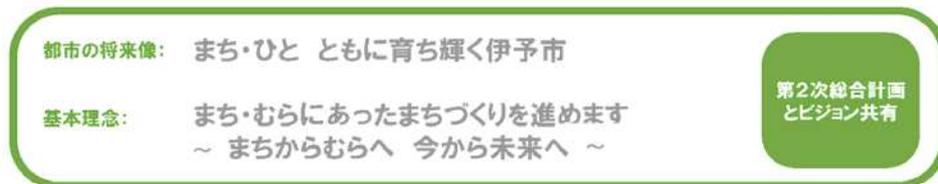
重要業績評価指標（KPI）	単位	現状把握値	目標値
公共交通の利用者数を増やします。 コミュニティバス／デマンドタクシー	人/年	8,693/6,108 (共に平成27年度)	10,000/6,500
交通体系づくりに対する市民の満足度を向上します。	%	37 (令和2年度)	50

(2) 第2次伊予市都市計画マスタープラン | 令和2 (2020) 年4月

1) 目標年次

令和22 (2040) 年 (概ね20年後)

2) 都市の将来像と都市づくりの理念



3) 都市づくりの基本目標

- 目標① 歩いて感じる魅力的なまちなかと自然と調和した田園地域の形成
- 目標② 田園地域～まちなか～周辺都市の連携による沿線全体での持続可能な地域づくり
- 目標③ 交通ネットワークの強化と地域資源の活用による農林漁業との関係増進

4) 分野別の都市づくり方針

都市計画マスタープランにおいて、公共交通関連では、以下の方針が掲げられています。

【公共交通に関する位置づけ】

- ◇ 「1 交通施設 (3) 駅前広場、駐輪場」
 - ・ 鉄道駅周辺の拠点性向上と乗り継ぎ利便性向上のため、利用主体の動線や交通機関の連携強化を意識した自動車及び自転車の駐停車エリア再編、ユニバーサルデザインによる公平で安全な使いやすい施設整備に努める。
 - ・ 中心拠点の鉄道駅では、災害時における一時的な代替交通 (大型バス等) の利用も想定しつつ、駅前広場の交通結節機能の強化を図る。
- ◇ 「2 公共交通 (1) 路線バス」
 - ・ 現状の交通ネットワークについて、生活者の利便性に十分応えるものとなっているか検証を進め、市民ニーズに応じた運行回数、時間帯や路線網の見直しを図り、よりよい移動環境の確保に努める。
 - ・ 低床車両の導入を促進するなど、ユニバーサルデザインによる利便性向上に努める。
 - ・ 分かりやすい運行案内やバス停施設の整備に努める。
- ◇ 「2 公共交通 (2) 鉄道」
 - ・ J R伊予市駅と伊予鉄道郡中港駅の2つの駅に挟まれた駅前空間は、都市拠点としての魅力と安全性向上を図る。
 - ・ 駅前広場の再編整備に併せて駅舎などの利活用についても検討する。
 - ・ J R車両基地・貨物駅や隣接のJ R南伊予駅へのアクセス性向上や周辺居住環境の維持の在り方について、地域住民、愛媛県、鉄道事業者とともに検討を重ねる。

(3) 伊予市立地適正化計画 | 令和6(2024)年4月改訂

1) 目標年次

令和22(2040)年(概ね20年後)

2) 計画の位置づけ

都再法第82条に基づき、都市全体の観点から、居住機能や医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定するもので、「伊予市都市計画マスタープラン」の高度化版として扱います。

「第2次伊予市総合計画後期基本計画」や「伊予市都市計画マスタープラン」、「伊予市地域防災計画」、「伊予市水防計画」、「伊予市国土強靱化地域計画」、「伊予市過疎地域自立促進計画」等との整合を図りつつ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現のために、多様な分野の計画とも連携を図ります。

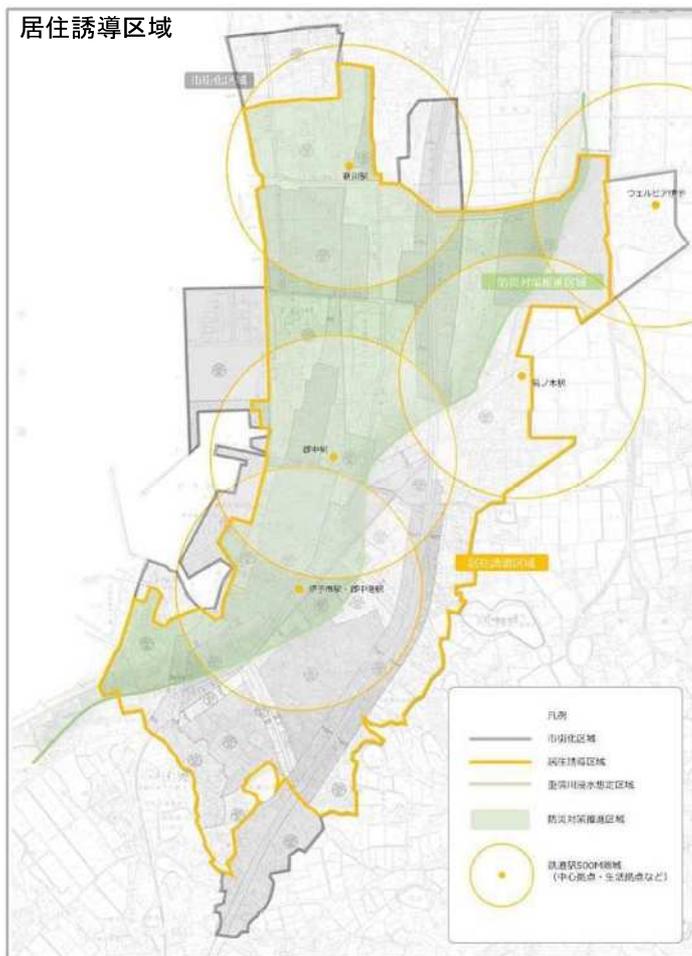
3) 基本的な方針(目標)

- ① 歩いて感じる魅力的なまちなかと自然と調和した田園地域の形成
- ② 田園地域～まちなか～周辺都市の連携による沿線全体での持続可能な地域づくり
- ③ 交通ネットワークの強化と地域資源の活用による農林漁業との関係増進



4) 居住誘導区域・地域生活拠点

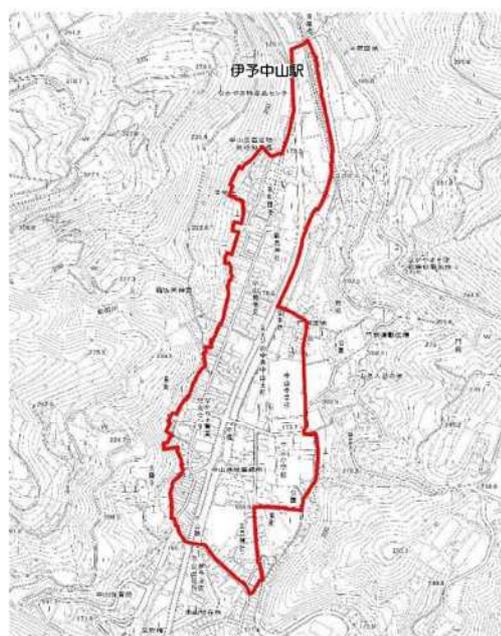
都市計画区域内において、「居住誘導区域」を定めるとともに、都市計画区域外における地域の拠点として、「地域生活拠点」が設定されています。



■地域生活拠点【双海地域】



■地域生活拠点【中山地域】



この計画において、公共交通関連として、以下の施策等が位置付けられています。

【公共交通に関する位置づけ】

(3) 公共交通ネットワークの形成に関する施策

● 交通結節点としての鉄道駅の機能強化

- ・伊予市駅及び郡中港駅前広場空間の再編整備
- ・駅舎の改築
- ・J R伊予市駅東側に駅前広場の整備
- ・伊予市駅自由通路の整備
- ・主要駅への駐輪場整備
- ・乗継利便性向上のための駐車場整備

● 公共交通ネットワークの維持と効率化

- ・移動手段の確保に向けた公共交通の適正な役割分担と交通機関の連携強化
- ・コミュニティバスの運行経路や運行頻度の見直し
- ・デマンドタクシーの運行車両の適正化の検討
- ・レンタサイクル及びコミュニティサイクル導入の検討
- ・鉄道とコミュニティバスの連携施策の強化

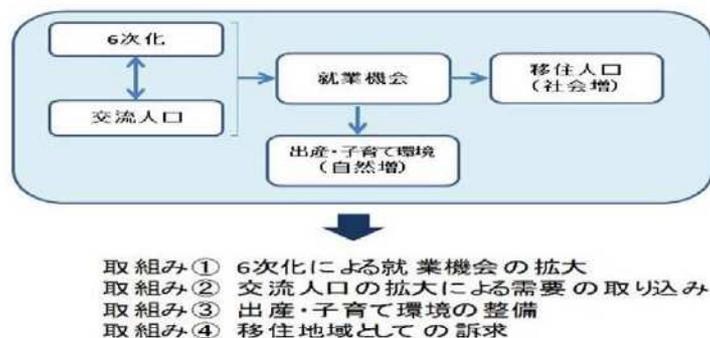
(4) 伊予市人口ビジョン | 平成 28 (2016) 年 3 月

1) 位置付け

伊予市における人口の現状を分析し、人口に関する認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示し、「伊予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に際し、効果的な施策の企画立案に寄与することを企図して作成されたものです。

2) 取組みの方向性

人口減少及びその影響を踏まえ、地域資源（農産品、自然環境等）を活かしつつ、6次化や交流人口の増大による就業機会の創出を通じた社会増（転入）と、出産・子育て環境の整備による自然増（出生）を企図した取組みが必要、とされています。



3) 将来人口目標

伊予市では、以下のシナリオの人口を目指すとされています。

◇まち・ひと・しごと目標⇒合計特殊出生率が2020年に1.6、2030年に1.8、2040年に2.07へ上昇し、その後一定と仮定

◇政策効果 50 ⇒社人研推計に、年50人（25-29歳、男女各25人）の転入人口を付加（2016年以降）

本市の目標人口は、2040年（平成52年）に31,000人、2060年（平成72年）に28,000人とし、社人研推計との比較において約8,300人の施策効果を見込む

(5) 伊予市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 令和2 (2020) 年3月改訂

1) 計画期間

平成27 (2015) 年度～令和2 (2020) 年度

2) 位置付け

「伊予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、「しごと」「ひと」「まち」の創生の観点から策定されたものです。

3) 基本目標

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成26 (2014) 年)、愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成27 (2015) 年) を踏まえ、4つ政策分野ごとに次の4つの基本目標が掲げられています。

政策分野	基本目標
1 産業・就労	安定した雇用を創出する
2 交流・居住	新しい人の流れをつくる
3 結婚・子育て	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4 生活・コミュニティ	安全・安心な暮らしを守る

この中で、公共交通関連として、以下の施策が位置付けられています。

【公共交通に関する位置づけ】

◇「基本目標4 安全・安心な暮らしを守る (2) コミュニティの基盤を整える」

● 地域公共交通の利用促進

- ・中山・双海地区の買い物利便や本庁地区の高齢者生活等を支援するデマンドタクシーやコミュニティバスの利便性の向上

重要業績評価指標 (KPI)

デマンドタクシー利用者 | 現状値：8,000人 → 目標値：8,250人

コミュニティバス利用者 | 現状値：7,000人 → 目標値：8,500人

(6) 伊予市過疎地域持続的発展計画 | 令和5(2023)年2月改訂

1) 計画期間

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの5年間

2) 地域の持続的発展の基本方針

それぞれの地域で育んできた文化やまちづくりの実績、地域特性などを尊重し、これら地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指すとともに、市域全体の持続的発展を図るため「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」を基本目標に、人材の確保及び育成、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域間格差の是正並びに美しく個性豊かな地域の形成のため、総合的かつ計画的な対策に取り組むこととします。

3) 地域の持続的発展のための基本目標

人口ビジョンに掲げた本市の目標人口、令和22年に31,000人、令和42年に28,000人を達成するため、本計画の期間内に達成すべき基本目標を次のとおり設定します。

- ア 人口に関する基本目標(ひと)
- イ 生活環境の向上に関する基本目標(まち)
- ウ 経済環境の充実に関する基本目標(しごと)

4) 過疎対策の取組

- 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 医療の確保
- 産業の振興
- 教育の振興
- 地域における情報化
- 集落の整備
- 交通施設の整備、交通手段の確保
- 地域文化の振興等
- 生活環境の整備
- 再生可能エネルギーの利用の促進
- 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

この中で、公共交通関連として、以下の施策が位置付けられています。

【公共交通に関する位置づけ】

◇「5 交通施設の整備、交通手段の確保」

- ・デマンドタクシー及びコミュニティバスについて、利用者のニーズに合わせ、利用率の増加につながるよう努める。
- ・特に中山地域及び双海地域で運行しているデマンドタクシーについては、既存利用者の高齢化や新規利用者の低迷により利用率が大きく低下していることから、運転免許返納の推進施策と連動し、より利用しやすい仕組みの構築を目指す。
- ・デマンドタクシーやコミュニティバス等の市が運行する地域内公共交通に関して、より効率的なものとなるよう検討を重ねるとともに、鉄道との連携強化に努める。

(7) 伊予市住生活基本計画（伊予市住宅マスタープラン） | 令和元（2019）年6月改訂

1) 計画期間

令和元（2019）年度～令和10（2028）年度までの10年間

2) 政策体系上の位置づけ

伊予市総合計画に基づき実施する「住生活の安定の確保と向上の促進」にかかる課題を明らかにし、その解消に向けた施策を体系的に整理する「住宅政策にかかる市の部門別マスタープラン」として位置付けられるものです。

3) 基本理念

『豊かな自然と住みやすさが共生する 暮らして“い～よ”伊予のまち』
～自然と触れ合いながら、穏やかに住みよい暮らしが、続けられるまち～

4) 基本目標

伊予市の住生活像を実現させるための戦略目標として、次の5つの目標が掲げられています。

基本目標1 いつまでも、暮らしよい ～誰もが安心して暮らせるまちの実現～	
① 住宅確保要配慮世帯の居住の安定	② 誰もが自立して暮らし続けられる地域づくりの推進

基本目標2 ゆとりある住まいが、暮らしよい ～スタイルに見合った住宅で暮らせるまちの実現～	
① 子育て世代の持ち家取得の支援	② 多様な居住ニーズに応える住宅ストックの掘り起こし

基本目標3 まちなかの賑わいが、暮らしよい ～にぎわう街並みの中で暮らせるまちの実現～	
① 中心市街地の活性化	② 暮らしを支える都市機能の充実

基本目標4 住まいと地域の安全が、暮らしよい ～災害と事故に備えて暮らせるまちの実現～	
① 住まいの安全性の確保	② 地域の安全性の確保

基本目標5 美しく豊かな環境が、暮らしよい ～心地よさに囲まれて暮らせるまちの実現～	
① 関係人口の拡大と多様な居住の実現	② 環境共生型居住の推進

この基本目標の中で、公共交通関連として、以下の施策が位置付けられています。

【公共交通に関する位置づけ】

- ◇「基本目標3 まちなかの賑わいが、暮らしよい ② 暮らしを支える都市機能の充実」
・公共交通基盤について、都市としての機能を確保するため適切な整備・維持を促進。

<具体的施策>

- ・パークアンドライドに対応した駅周辺整備の検討
- ・公共交通機関の運行の適正化と利用促進

(8) 第4期 伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画 | 令和5(2023)年3月

1) 計画期間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度までの5年間

2) 計画の位置づけ

上位計画である第2次総合計画に掲げる理念のもと、基本目標の一つである健康福祉都市の創造の内容を踏まえ、地域住民の参加・協力を得て、地域共生社会の実現を目指し、総合的かつ計画的な施策について策定したものです。

3) 基本理念

**一人ひとりの住民が、その人らしく、
安心して生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり**

4) 基本目標

支援を必要としている人の問題を地域住民全体の問題として受け止め、地域社会全体で支え合い、助け合える仕組みづくりを目指すため、次の4つの目標が掲げられています。

基本目標	施策
1 「地域福祉」を支えるひとづくり	(1)「思いやり」を育てよう (2)人材の育成
2 地域でつながる仕組みづくり	(1)地域コミュニティの形成 (2)防災・防犯・交通安全体制の充実
3 誰もが暮らしやすい環境づくり	(1)暮らしやすい生活環境の整備 (2)元気に暮らせる環境の整備 (3)生活困窮者への支援
4 福祉サービスを推進する基盤づくり	(1)相談支援体制の充実 (2)情報提供の充実 (3)福祉サービスの充実 (4)地域福祉ネットワークの構築 (5)利用者の保護・権利擁護

この基本目標の中で、公共交通関連として、以下の施策が位置付けられています。

【公共交通に関する位置づけ】

◇「基本目標3 誰もが暮らしやすい環境づくり (1)暮らしやすい生活環境の整備」

● 移動手段の確保

- ・コミュニティバスやデマンドタクシーの利用率向上のための広報活動と問題点の検証
- ・障がい者(児)タクシー利用助成事業の実施による、交通手段の確保、社会参加の増進
- ・買い物や通勤には、ご近所で協力し、移動が困難な人の外出を手助け

(9) 伊予市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 | 令和6(2024)年2月

1) 計画期間

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度までの3年間

2) 計画の位置づけ

老人福祉法に基づき策定することとなる「市町村老人福祉計画」と、介護保険法に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を一体的に策定したものです。

3) 基本理念

だれもが安心して、住み慣れた地域で、
健康で生きがいをもって生活できる
やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現

4) 重点目標と主要施策

重点目標	主要施策
1 介護予防・生きがいづくりの推進	◇介護予防・生活支援サービス事業 ◇一般介護予防事業 ◇高齢者福祉事業
2 地域包括ケアシステムの深化・推進による地域づくり	◇地域包括支援センターの運営 ◇在宅医療・介護連携の推進 ◇認知症施策の推進 ◇生活支援サービスの体制整備 ◇安心・安全のまちづくり ◇高齢者福祉施設等
3 介護保険サービスの基盤整備と適正な運営	◇介護給付費適正化事業 ◇家族介護支援事業 ◇その他の事業 ◇介護保険サービスの基盤整備

この重点目標・主要施策の中で、公共交通関連として、以下の方向性が示されています。

【公共交通に関する位置づけ】

◇「重点目標2 主要施策「安全・安心のまちづくり」

● 地域公共交通運行等事業

- ・地域公共交通の拡充は、高齢化・過疎化が進む地域の中で高齢者が自立して生活するために不可欠なものであるが、多大な経費が必要であることから、今後の継続性を確保する方法を模索することが必要。

(10) 伊予市 第3次障がい者計画・第6期障がい福祉計画

・第2期障がい児福祉計画 | 令和3(2021)年3月

1) 計画期間

第3次障がい者計画 : 令和3(2021)年度～令和8(2026)年度までの8年間

第6期障がい福祉計画 : 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度までの5年間

第2期障がい児福祉計画 : //

2) 計画の位置づけ

「伊予市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、障がい者等の状況等を踏まえ、本市における障がい者の自立支援及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画です。

「伊予市第6期障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「伊予市第2期障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

3) 基本理念

誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり

4) 基本目標

基本目標	具体的な取り組み
1 自立に向けた生活支援	(1) 総合的な相談支援体制づくり【重】 (2) 在宅生活の支援 (3) 経済的な支援の充実 (4) 日中活動の場の充実 (5) 地域生活支援拠点の充実【重】 (6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保
2 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	(1) 広報・情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の推進【重】
3 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進 (2) 地域における医療体制の充実 (3) 地域リハビリテーション体制の充実 (4) 精神保健福祉の推進【重】 (5) 難病患者等への支援
4 切れ目のない療育・教育	(1) 障がい児の支援体制の充実【重】 (2) 子育て支援の充実 (3) 教育相談・進路指導の充実 (4) 教育環境の充実

5 雇用・就労の促進	(1) 障がい者雇用の促進 (2) 市における障がい者雇用体制の強化【重】 (3) 福祉的就労の充実
6 行政サービス等における配慮	(1) 行政職員の障がい者理解促進 (2) 選挙等における配慮
7 安全・安心な生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの普及・促進 (2) 外出しやすいまちづくり (3) 暮らしやすい居住環境の整備・改善 (4) 障がいのある人に配慮した住まいの拡充
8 防災・防犯対策の推進	(1) 防災・防火対策の充実【重】 (2) 防犯対策の充実
9 差別解消及び権利擁護の推進	(1) 福祉教育の推進 (2) 地域福祉活動の推進 (3) 広報・啓発活動の推進【重】 (4) 交流・ふれあいの促進 (5) 権利擁護の推進
10 文化芸術・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動の推進【重】 (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (3) 生涯学習の充実
11 国際交流の推進	(1) 障がい者等の国際交流の推進 (2) 地域に住む外国人との交流の促進

※【重】は本計画期間中に特に重点的に取り組むべき施策。

この基本目標の中で、公共交通関連として、以下の施策が位置付けられています。

【公共交通に関する位置づけ】

- ◇「7 安全・安心な生活環境の整備 (2) 外出しやすいまちづくり」
・障がいのある人が地域で安全・安心に暮らしていくことができるよう、外出しやすい環境づくり、障がい者に配慮したまちづくりを推進

(11) 第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画 | 令和2（2020）年3月

1) 計画期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間

2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定されたもので、今後の伊予市の子ども・子育てに関する施策を推進するための指針となるものです。

3) 基本理念

明るい未来 子どもの笑顔あふれる やさしいまち

4) 基本目標・基本施策

国の基本指針に規定されている項目を踏まえた上で、伊予市の実情を考慮し、以下の10の基本目標が掲げられています。

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

- 1 教育・保育の受け皿の整備

基本目標2 地域における子育ての支援

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 児童の健全育成
- 4 世代間交流の促進

基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 「食育」の推進

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 1 次代の親の育成
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

- 1 良質な住宅の確保
- 2 安全・安心まちづくりの推進等

基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立の推進

基本目標7 子どもの安全の確保

- 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標 8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	
1 児童虐待防止対策の充実	2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
3 障がい児施策の充実	

基本目標 9 経済的支援策の充実	
1 経済的支援策の充実	

基本目標 10 子どもの貧困対策の推進	
1 子どもの居場所づくりの推進	2 貧困家庭児童等の生活・学習支援事業の推進

この基本目標の中で、公共交通関連として、以下の施策が位置付けられています。

<p>【公共交通に関する位置づけ】</p> <p>◇「基本目標 7 子どもの安全の確保 施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進」</p> <p>● 通学バス運行業務</p> <p>・統廃合やバス路線の廃止に伴う、小学校・中学校の通学手段としての通学バスの運行 （南山崎小学校、中山小学校、中山中学校、双海中学校）</p>

(12) 伊予市まるごと おもてなしプラン ～ 伊予市観光振興計画 ～

| 令和3 (2021) 年8月

1) 計画期間

令和3 (2021) 年度～令和12 (2030) 年度までの10年間

2) 計画の位置づけ

本計画は、第2次総合計画に基づいて策定するもので、観光分野からの産業振興を中心として具体的に実現していくための実施計画として位置付けるものですが、産業分野のみにとらわれず、第2次総合計画に沿って本市が目指すべき様々な目標、方針を観光分野から側面的に支え実現していくための計画でもあります。

3) 観光ブランドコンセプト

ごきげん、いよし。 ～ わたし ときめく ～

この計画の中で、公共交通関連として、以下の施策が位置付けられています。

【公共交通に関する位置づけ】

◇ おもてなしルートプランの作成

- ・南伊予地区を参考エリアとした、市民参画による一体的な地域再生を目指すための実現可能性のあるモデルプランの作成。
(JR四国・伊予鉄道ぐるりん切符、鉄道市等のイベントの開催など)
- ・他地区へのプラン作成の展開

(13) 伊予市自転車を活用した観光等推進計画（令和4（2022）年2月）

1) 計画期間

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度までの5年間

2) 計画の位置づけ

本計画は、国や愛媛県の自転車活用推進計画を勘案し、本市の自転車に関する施策における最上位計画として位置づけるものです。

3) 目標・施策

計画目標達成のために、具体的に実施すべき施策が以下の通り定められています。

基本方針	目標	項目
観光活用	サイクルツーリズムの振興による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■デジタルコンテンツの活用による伊予市サイクリングの魅力発信 ■新たな視点からの伊予市らしい自転車観光プランの提案
	地域が主体となった自転車の受け入れ環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ■市民との協働・参画による自転車観光の受け入れ態勢充実 ■企業・団体等との協働・参画による自転車観光の受け入れ態勢充実
日常活用	自転車に依存しない生活交通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■自転車を利用しやすい都市環境を計画（ハード整備方針に係る計画） ■自転車を活用した新しいライフスタイルの提案（ソフト事業）
	公共交通と自転車の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■自転車通勤の促進に関する取り組み ■公共交通機関との連携
	免許返納後の移動手段確保	<ul style="list-style-type: none"> ■中高年に向けた自転車利活用の提案
安全・安心	自転車が安全・安心して走行できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ■快適で安全な自転車環境に向けての計画 ■自転車の安全運行に関する意識啓発
	自転車のルール、マナー、基礎知識の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関との連携強化 ■年齢・属性に応じた交通安全教育の実施
健康	自転車を活用した運動習慣確保、維持	<ul style="list-style-type: none"> ■自転車利用による手軽な運動習慣確保のための周知・啓発
防災	災害時の移動手段、伝達手段、輸送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時の移動、伝達、輸送手段としての自転車保有・整備の周知・促進

この目標・施策の中で、公共交通関連として、以下の施策が位置付けられています。

【公共交通に関する位置づけ】

◇「日常活用 公共交通と自転車の連携強化」

- 公共交通機関と自転車の連携強化

(14) 伊予市公共施設等総合管理計画 | 令和4 (2022) 年3月改訂

1) 計画期間

平成28 (2016) 年度～令和37 (2055) 年度までの40年間

2) 計画の位置付け

「第2次伊予市総合計画」及び「伊予市国土強靱化地域計画」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を示すものです。

3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- (1) 点検・診断等の実施方針
- (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- (3) 安全確保の実施方針
- (4) 耐震化の実施方針
- (5) 長寿命化の実施方針
- (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針
- (7) 統合や廃止の推進方針
- (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- (9) 議会や住民との情報共有の実施方針

この計画の中で、公共交通に関連する事項は、以下の施策が位置付けられています。

【公共交通に関する事項】

◇「(14) その他建物系公共施設」⇒ 公共交通機関との連携

施設名称	建築年度	経過年数	建物総延床面積		経費/m ² (円)	施設管理方針		
			H26末 現在	R01末 現在		大改修	更新	長寿命化
泉町バス 待合所	1981	38	15.93 m ²	15.93 m ²	8,035	—	—	—
J R伊予市駅 便所	1997	22	52.90 m ²	52.90 m ²	—	○	○	—

(15) 都市再生整備計画（第3回変更）郡中中心拠点地区（第Ⅱ期）

令和2（2020）年12月

1) 計画期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度までの5年間

2) 計画の位置付け

行政施設や教育文化施設、鉄道駅等の集積する郡中地区において、商店街を中心とした道路のネットワーク強化により地区内外の交流を促進し、複合化した文化交流施設を拠点に地域コミュニティの醸成を通して、住む人と訪れる人が安全で快適に行き交うまちづくりの推進を図るものです。

3) 計画の目標

住む人・訪れる人が安全で快適に行き交うまちづくり

4) 主な事業

- ・ 図書館・文化ホール前広場整備（基幹事業）
- ・ 郡中港駅前ポケットパーク（ 〃 ）
- ・ J R伊予市駅周辺整備基本計画策定（提案事業）など



この計画の中で、公共交通に関連するものとして、以下の事業が位置付けられています。

【公共交通に関する事業】

- ◇ 郡中港駅前ポケットパーク（基幹事業）
- ◇ J R伊予市駅周辺整備基本計画策定（提案事業）など

(16) 愛媛県地域公共交通網形成計画 | 令和5 (2023) 年7月改訂

1) 計画期間

平成30 (2018) 年4月～令和6 (2024) 年9月までの6年6ヶ月間

2) 計画の基本方針及び計画目標、個別実施事業

東予地域、中予地域、南予地域の各地域を結び、愛媛県の生活、経済、地域交流の基盤となる公共交通ネットワークを構築するため、以下の計画の基本方針、計画目標、個別の実施事業が掲げられています。

基本方針1 東予地域、中予地域、南予地域の地域間を強く結ぶ広域交通軸の形成

基本方針2 生活圏域を円滑に移動できる地域内交通網の形成

基本方針3 居住地区でのきめ細かな移動を実現させる支線（フィーダー路線）との乗り継ぎ拠点の形成

目標1：まちづくりと連携した「軸」と「拠点」の設定による地域住民の円滑な移動を支える公共交通ネットワークの構築

<個別実施事業>

- 地域間交通・地域内交通の担う役割の設定
- 生活移動と広域移動を両立する運行ダイヤの設定
- 交通結節点の設定とルート変更

目標2：広域交通と地域間・地域内交通の連絡性向上による切れ目ない県内交通ネットワークの構築

<個別実施事業>

- 既存の交通結節点の利便性向上

目標3：国内・海外からの観光ニーズに対応した公共交通利用環境の整備

<個別実施事業>

- 公共交通利用による観光モデルルートの設定
- 観光目的でのバス運行の充実
- 交通結節点における路線図・ダイヤ等の多言語化・多目的化

目標4：持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた運行水準の適正化

<個別実施事業>

- バス路線（幹線・支線）の分割、再編
- 運行の重複する区間の整理
- 移動ニーズを考慮した路線網への再編
- 移動ニーズを考慮したサービス水準の適正化
- 需要量に見合った運行形態の選択
- 運転人材確保に向けた広報・啓発
- バス路線の運行効率化による過密勤務の軽減（労働環境の向上）

目標5：新たな公共交通利用者の確保に向けた利用促進策の実施

<個別実施事業>

- モード間の乗継ぎに配慮した時刻表及び路線図の作成
- 共通乗車券の導入
- 低床・環境対応車両の導入推進
- 県民に対する公共交通を利用した外出の促進（モビリティ・マネジメント）
- 自転車利用者に対する利用促進(サイクルトレイン/サイクルバス等)
- 貨客混載による公共交通の利活用
- 一日乗車券、往復乗車券の導入
- 商業施設とのタイアップによるクーポン付き乗車券等の導入
- デジタル技術を活用した利便性の向上

この計画の中で、伊予市関連の個別実施事業は以下が掲げられています。

【公共交通に関する位置づけ】

- ◇生活移動と広域移動を両立する運行ダイヤの設定
 - ・地域間交通の運行ダイヤを基準とし、乗継時間を考慮した運行ダイヤを設定、地域住民の移動実態に応じた路線間の接続
(幹線バス路線、支線バス路線、コミュニティバスほか)

4-2 前計画（伊予市地域公共交通計画）の概要と進捗

伊予市では、平成 26（2014）年 6 月に、「伊予市地域公共交通計画」を策定し、当計画に基づき、地域公共交通に関わる施策・事業に取り組んできました。

当計画の概要と、策定した施策・事業の現時点における進捗状況は以下のとおりです。

1) 計画期間

平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度までの 5 年間

2) 計画策定にあたっての基本的な考え方

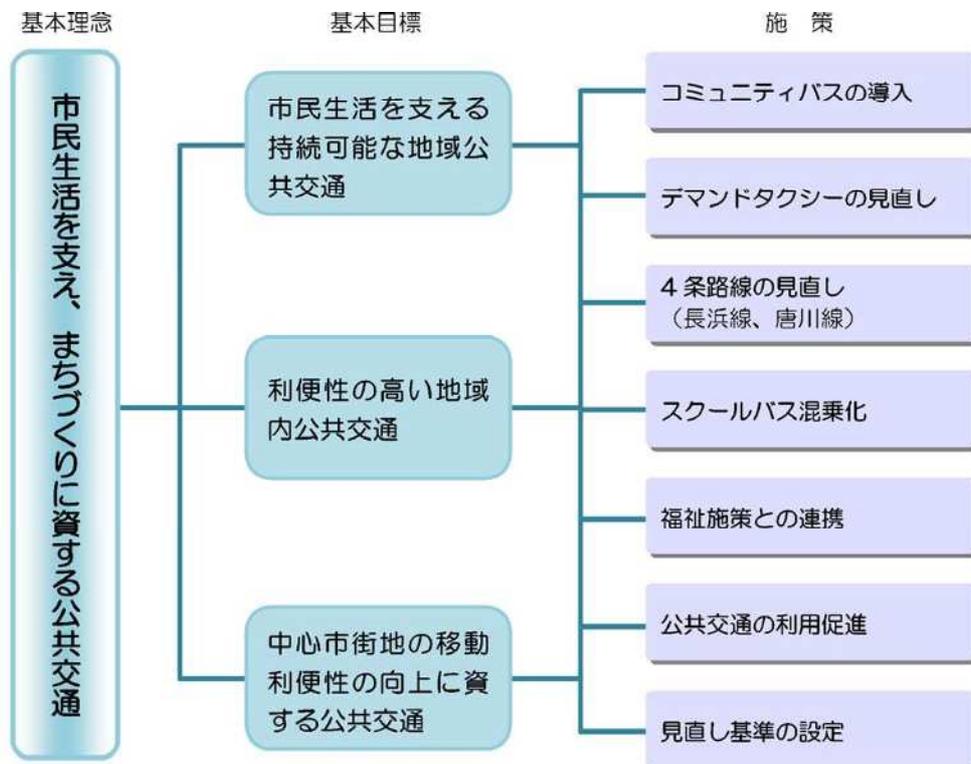
- ◇利用者の減少への対応
- ◇公共交通関連財政支出の適正支出・適正配分
- ◇まちづくりに資する地域内公共交通の充実

3) 基本理念

市民生活を支え、まちづくりに資する公共交通

4) 施策体系

前計画では、以下の施策体系のもと、取り組んでいくこととされています。



5) 施策と現状

上記で位置付けられた事業の概要と現在の状況は以下のとおりです。

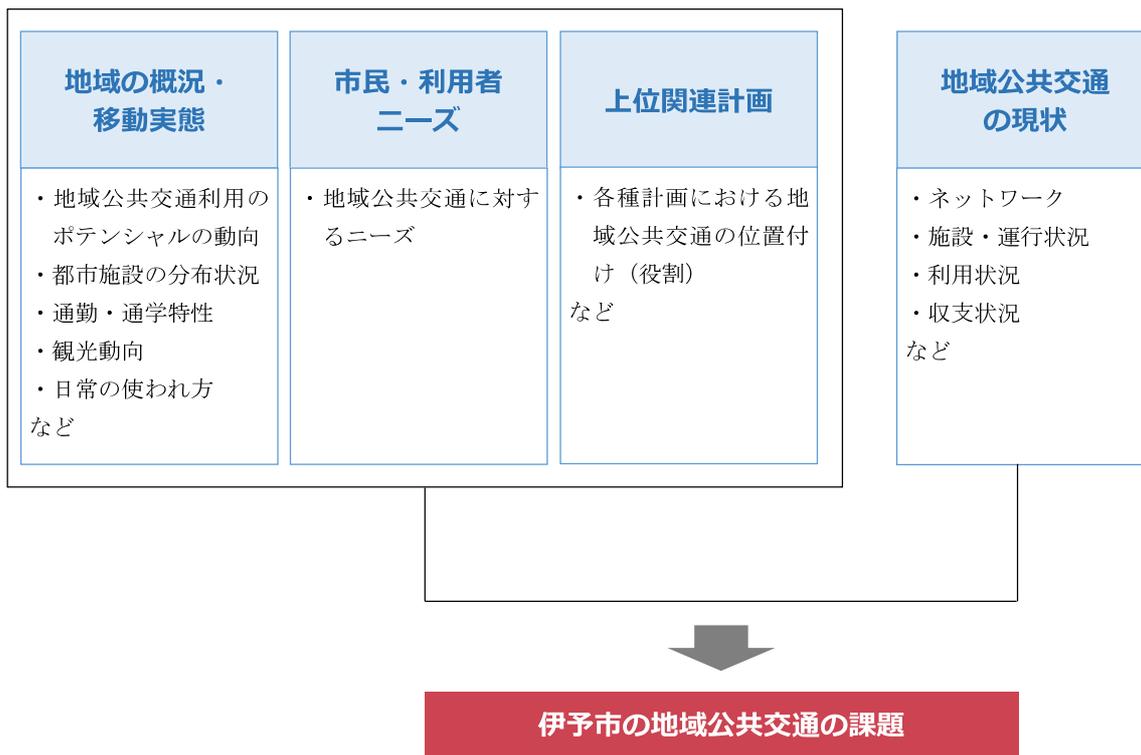
コミュニティバスや4条路線の見直しについては、計画どおりに取組が進められ、コミュニティバスは実証運行を経て、令和2（2020）年4月より本格運行となりました。

一方、スクールバスの混乗化は、児童や生徒の安全確保を優先して、実現には至っていません。また、デマンドタクシーや見直し基準の設定も、これまでは未実施ですが、利用状況や社会環境の変化を踏まえて見直しが必要になっています。

施策	概要	現状
コミュニティバスの導入	伊予地域の交通空白地域の解消と地域間格差の是正を目的として、コミュニティバスの導入を計画	平成27（2015）年7月からの実証運行を経て、運行ルートや運行回数、車両の小型化等の見直しを行った上で、2020（令和2）年4月より本格運行を開始
デマンドタクシーの見直し	平成23（2011）年から運行を開始したデマンドタクシーについて、需要に見合ったサービス水準にすることを目的として、便数の見直しを計画	これまで見直しを行ったことはないが、利用者数が減少傾向にある上、人件費、燃油代の高騰により、委託料が増加傾向にあることから、利用方法の見直しが必要
4条路線の見直し（長浜線、唐川線）	運行本数及びダイヤの面で、沿線地域の移動実態と合致しないことから、コミュニティバスの導入に合わせた、路線バスの見直し（廃止）を計画	平成27（2015）年のコミュニティバスの導入に合わせて4条路線は廃止
スクールバス混乗化	市内4校で運行されているスクールバスについて、交通資源の有効活用や、地域住民の移動手段の拡大を目的として、スクールバスの混乗化を計画	児童・生徒の安全面（防犯面）の確保を考慮して、一般利用者との混乗化は未実施
福祉施策との連携	福祉移送サービス等との連携を図りながら、バス・タクシー券やグループタクシー、タクシー補助制度など、交通空白地域の交通弱者対策を計画	福祉バスの廃止に合わせてコミュニティバスを導入するとともに、平成27（2015）年7月から、運転免許証を自主返納された65歳以上の方を対象に、コミュニティバスまたはデマンドタクシーを利用される方に、利用券を交付
公共交通の利用促進	公共交通情報の住民周知や住民の意識醸成等を目的として、利用状況の収支や、住民意見交換会、ワークショップの開催や、バスマップ等の作成を計画	地域主導で定期的開催されている意見交換会において、テーマに応じて伊予市も出席し、公共交通の利用方法の説明や意見交換を実施 コミュニティバスの路線図及び時刻表はパンフレットを作成し、市役所の関係施設等に設置しているとともに、伊予市ホームページでも公開
見直し基準の設定	需要量に見合った公共交通サービスの提供を基本に、運行便数や運行方法に関わる見直し基準の設定を計画	見直し基準の設定は未実施であるが、利用者の減少、委託料増加に伴い、運行方法自体を見直す時期にあり、設定については今後検討

第5章 地域公共交通の課題

上記までの「地域の概況」やアンケート調査結果からの「日常の移動実態」、「市民・利用者ニーズ」、「上位関連計画」と「地域公共交通の現状」から、伊予市の地域公共交通の課題を抽出・整理しました。



地域公共交通の課題

公共交通	地域との関わり・移動実態	市民・利用者ニーズ	上位・関連計画での位置付け	地域公共交通の現状	課題
鉄道	JR	<ul style="list-style-type: none"> 「運行間隔・運行本数」、「運行時間帯」に対する低い満足度 駅構内のバリアの解消 待合環境の改善 「運賃」に対する低い満足度 待合環境の改善 アクセシビリティの向上 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の拠点性向上 (伊予市駅・郡中港駅前広場空間の再編、駐停車エリア再編、駅舎の改築等) 乗り継ぎ利便性向上 駅へのアクセシビリティ向上(駐輪場整備等) 鉄道市等のイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の減少、営業費の増加による交通事業者の経営環境悪化 駅アクセス、駅施設におけるバリアの存在 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町等への移動手段の維持(課題3) 中心駅及び駅周辺の拠点性の向上(課題5) 誰もが利用しやすい環境形成(課題6)
	伊予鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 便数の増加 目的地での滞在時間を考慮した運行間隔(運行時間帯) 土日日の運行 待合環境の改善 回数券の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 生活移動と広域移動を両立する運行ダイヤの設定(乗継利便性の向上) 市民・利用者ニーズに応じた運行回数、時間帯や路線網の見直し 利便性の向上 利用率向上のための広域活動 運転免許返納の促進と利用しやすい公共交通の仕組みの構築 鉄道との連携強化 運行車両の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者増加の一方で、未だ低い乗車率 乗降者がほとんどいないバス停の存在 交通空白地の存在 限定的な利用者層 高い一人あたりの公的負担 減少の一途を迎える利用者数と低い乗車率 限定的な利用者層 医療、商業施設への高い移動需要 高い利用者一人あたりの公的負担額 	<ul style="list-style-type: none"> 中山・双海地域における移動手段の維持(課題1) 市民・利用者ニーズを踏まえたサービス提供(課題2) 誰もが利用しやすい環境形成(課題6)
デマンドタクシー	<ul style="list-style-type: none"> 車(自家用車、タクシー)に限定される移動手段 広範囲を回る旅客輸送 伊予地域に比べて低い中山・双海地域の外出頻度 	<ul style="list-style-type: none"> 利用方法の改善(予約、精算等) 分かりやすい利用方法 地域外への運行 土日日の運行 目的地での滞在時間を考慮した運行間隔(運行時間帯) 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者(児)タクシー助成事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> タクシー利用が容易でない地域が存在 伊予地域にしかない介護タクシー 	<ul style="list-style-type: none"> 中山・双海地域における移動手段の維持(課題1) 市内の円滑な移動を支援する地域公共交通間の連携(課題4) 運転手不足への対応(課題7) 地域公共交通に対する市民意識の向上(課題8)
タクシー		<ul style="list-style-type: none"> 介護タクシーの運行 			
スクールバス	<ul style="list-style-type: none"> 通学交通の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通非利用者の5割弱が改善されても利用意向なし 目的地に直接行ける交通 市内全域に行ける新たな公共交通の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 通学バスの運行 公共交通と自転車の連携強化(観光、日常) 地域公共交通の適正な役割分担と連携強化 障がい者が外出しやすい環境づくり 公共交通の運行の適正化と利用促進 日常生活の移動手段の確保 来訪者の市内移動を支える公共交通ネットワークの形成 広報誌・市ホームページ等の活用による周知・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 山間部におけるスクールバスの運行 登校時・下校時のみの運行 運転手の不足 自動運転バスに対する住民・事業者等からの高い期待 	
全般	<ul style="list-style-type: none"> 【社会状況】 ポテンシャル(利用対象規模)の低下と交通弱者の増加 【自動車保有・免許】 高い自分専用自動車の保有率と低い高齢者の免許返納率 【移動実態】 わずか1〜2割の公共交通利用者(自家用車への過度の依存) 高い観光需要と低い地域公共交通利用 				

先の地域公共交通ごとの課題をもとに、伊予市地域公共交通計画における課題を次のとおり設定しました。

課題1 中山・双海地域における移動手段の維持

自ら運転ができない高齢単身者や身体障がい者などの交通弱者にとって、地域公共交通は唯一の外出・移動手段となっています。しかし、特に中山・双海地域において、当地域を運行しているデマンドタクシーの利用者は減少傾向を続けており、公的負担は増加の一途を辿っています。また、地域内に位置するタクシー事業者も、利用者が減少すると維持していくことが容易でなくなっていくと見られます。

日常生活に必要な不可欠な地域公共交通を維持し、次世代に繋げていくことが必要です。

課題2 市民・利用者ニーズを踏まえたサービス提供

地域公共交通の利用満足度を高め、利用促進を図っていくためには、移動実態や市民・利用者ニーズに合致したサービスを提供する必要があります。

また、中山地域や双海地域では日常生活に必要な施設の立地が限られていることから、伊予地域など、地域外への移動ニーズが高くなっています。

しかし、全てのニーズに対応するには、多大な投資を要することから、投資効果を踏まえつつ、ニーズに合致したサービスを提供することが必要です。

課題3 近隣市町等への移動手段の維持

伊予市からの通勤・通学者の1/2は他市町へ通っており、伊予市への通勤・通学者の約4割は他市町から来ていますが、主な利用交通手段は自家用車となっています。

本市において、他市町への重要な移動手段である鉄道を維持していくことが必要です。

課題4 市内の円滑な移動を支援する地域公共交通間の連携

伊予市内には多くの観光客が訪れていますが、観光客にとって、現在の地域公共交通は、運行便数や乗継などの面において利用しにくいものになっていることから、ほとんどが自家用車利用となっています。

また、市内で運行されている地域公共交通相互の乗継・乗換には、必ずしも効率的・経済的なものにはなっていません。

来訪者をはじめ、地域外への円滑な移動を支援するための地域公共交通間の連携が必要です。

課題5 中心駅及び駅周辺の拠点性の向上

地域公共交通は、旅客輸送という面だけでなく、まちづくりにおいても重要な役割を担っています。特に鉄道駅は、市民同士や市民と来訪者等の交流や賑わいを創出するまちの拠点の一つとして、機能向上を図る必要があります。

課題6 誰もが利用しやすい環境形成

駅によっては、階段でのアクセスが必要で、高齢者や身体障がい者が利用しにくい箇所もあることから、誰もが利用しやすい施設環境の確保が必要です。

また、中山・双海地域には介護タクシー事業者がなく、身体障がい者の移動が容易でないことから、ユニバーサルデザインによる利用しやすい環境を確保することが必要です。

課題7 運転手不足への対応

少子・高齢化に加えて、新型コロナウイルスの影響も加わって、地域公共交通を担う運転手不足が深刻化しています。

新しい技術や制度を活用して、運転手不足に対応していくことが必要です。

課題8 地域公共交通に対する市民意識の向上

地域公共交通に関する様々な問題に対しては、交通事業者や行政だけで解決できるものではなく、市民の関りが必要不可欠です。

地域公共交通の現状や見通しを市民も共有・認識するとともに、これからの維持・活性化に向けて、市民が積極的に参画することが必要です。

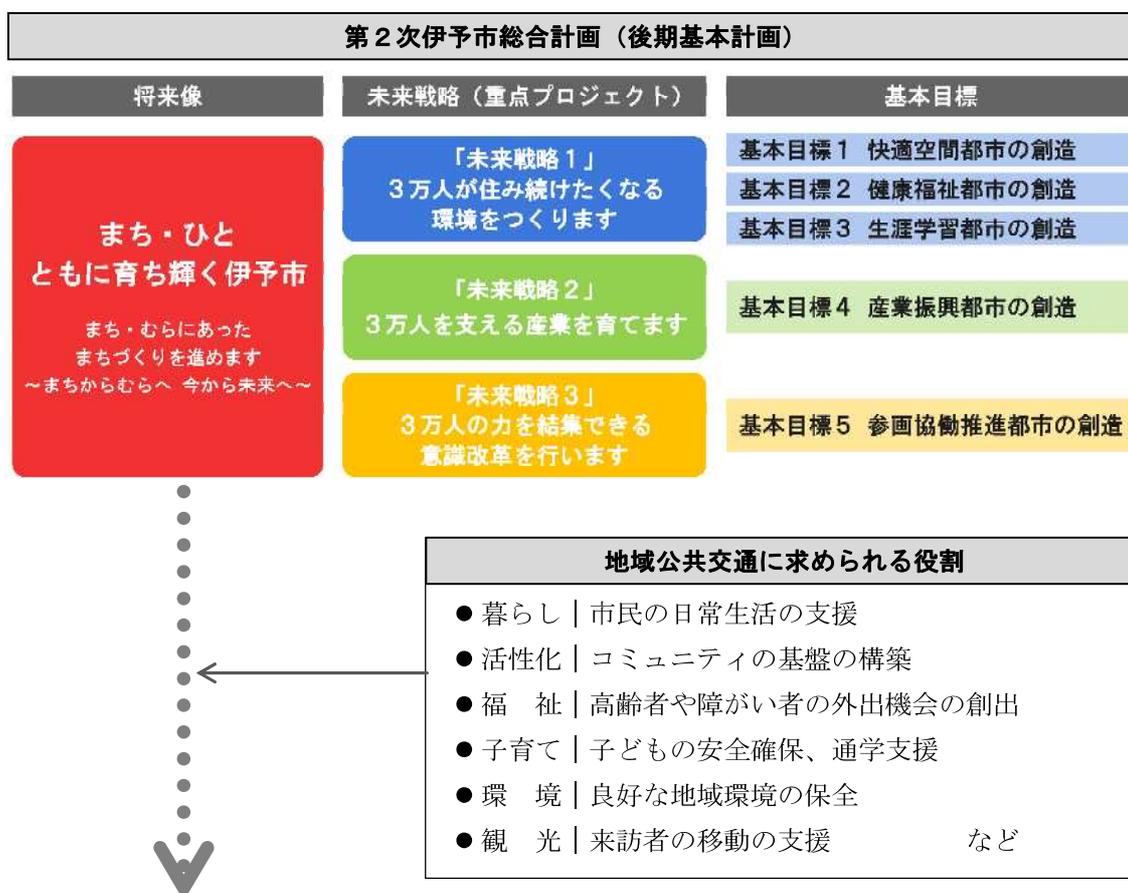
第6章 基本的な方針と計画の目標

6-1 基本理念

(1) 伊予市が目指すまちの将来像

第2次伊予市総合計画（後期基本計画）では、まちの将来像として「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」を掲げ、「ひと」も「まち」も共に成長し、伊予市に住む人が互いに歩み寄り、つながりを深めていく、とされています。

地域公共交通は、まちづくりの基盤として、多くの役割を担っています。



伊予市が目指すまちづくりの考え方や地域公共交通に求められる役割を踏まえ、伊予市における地域公共交通の基本理念を次のように設定します。

【伊予市地域公共交通計画の基本理念】

市民みんなで支え、育ち輝くまちづくりに資する地域公共交通

6-2 基本方針

先の基本理念のもと、地域公共交通の現状と課題や上位・関連計画での地域公共交通の位置付け等を踏まえ、伊予市地域公共交通計画の策定にあたっての基本方針を次のように設定します。

方針1 暮らしを支える ～安心・円滑な移動に資する地域公共交通～

車社会が定着し、いつでも・どこにでも自由に移動できる社会となった今でも、子どもや高齢者、身体障がい者などをはじめ、車で容易に移動できない交通弱者にとって、地域公共交通は、日常の暮らしを支える重要な手段として必要不可欠なものです。

利用者ニーズを踏まえつつ、市民誰もが安心して日常生活を送ることができるよう、円滑に移動できる交通環境を整えていきます。

方針2 まちづくりを支える ～まちの活性化に資する地域公共交通～

市内の中心市街地と郊外との一体的な発展に向けて、都市機能の集積やニーズに合わせた移動手段を提供することで、まちづくりをサポートします。

このためには、地形条件や人口・都市機能施設の分布、移動実態など、地域特性に応じたサービスを提供し、外出・交流機会の増加を図ることが必要です。

また、市内に訪れる多くの観光客が公共交通により回遊・滞在することで、まちの賑わいや経済的効果、環境負荷軽減などが期待されます。

まちの活性化に資する地域公共交通づくりを目指します。

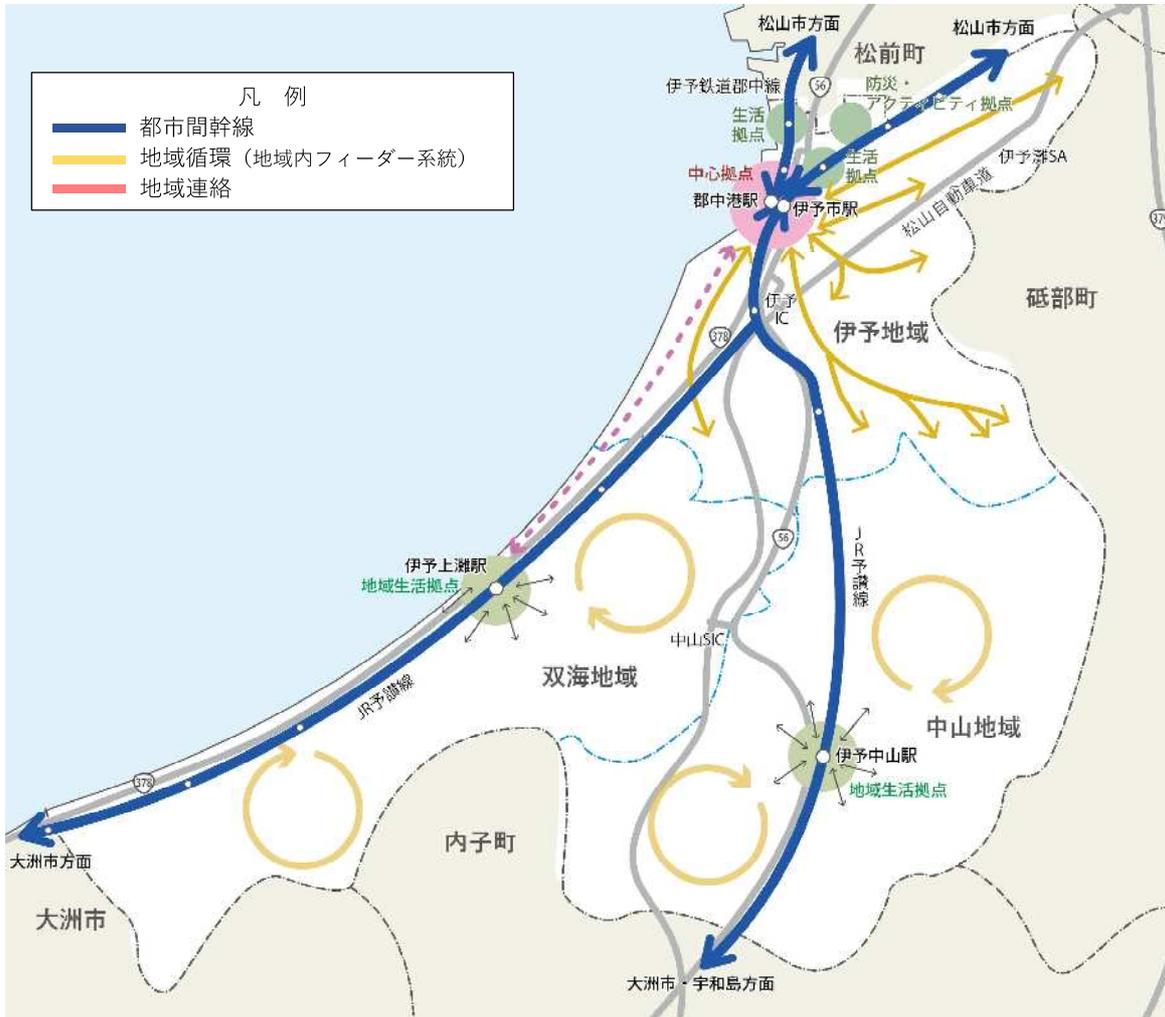
方針3 次世代へつなげる ～関係者が一体となって未来へつなげる地域公共交通～

地域公共交通の利用者の減少は、交通事業者の経営環境の悪化や、公的負担の増加に繋がっており、結果、サービスの低下、利用者のさらなる減少という悪循環を招き、近い将来、市内から地域公共交通が無くなる、ということにもなりかねません。

交通事業者や行政だけでなく、市民が地域公共交通に主体的に関わり、守り・維持していくための取組を行います。

【地域公共交通ネットワークの将来像】

伊予市内の地域公共交通ネットワークは、伊予市立地適正化計画における「拠点」および「都市形成軸」をもとに次のように設定します。

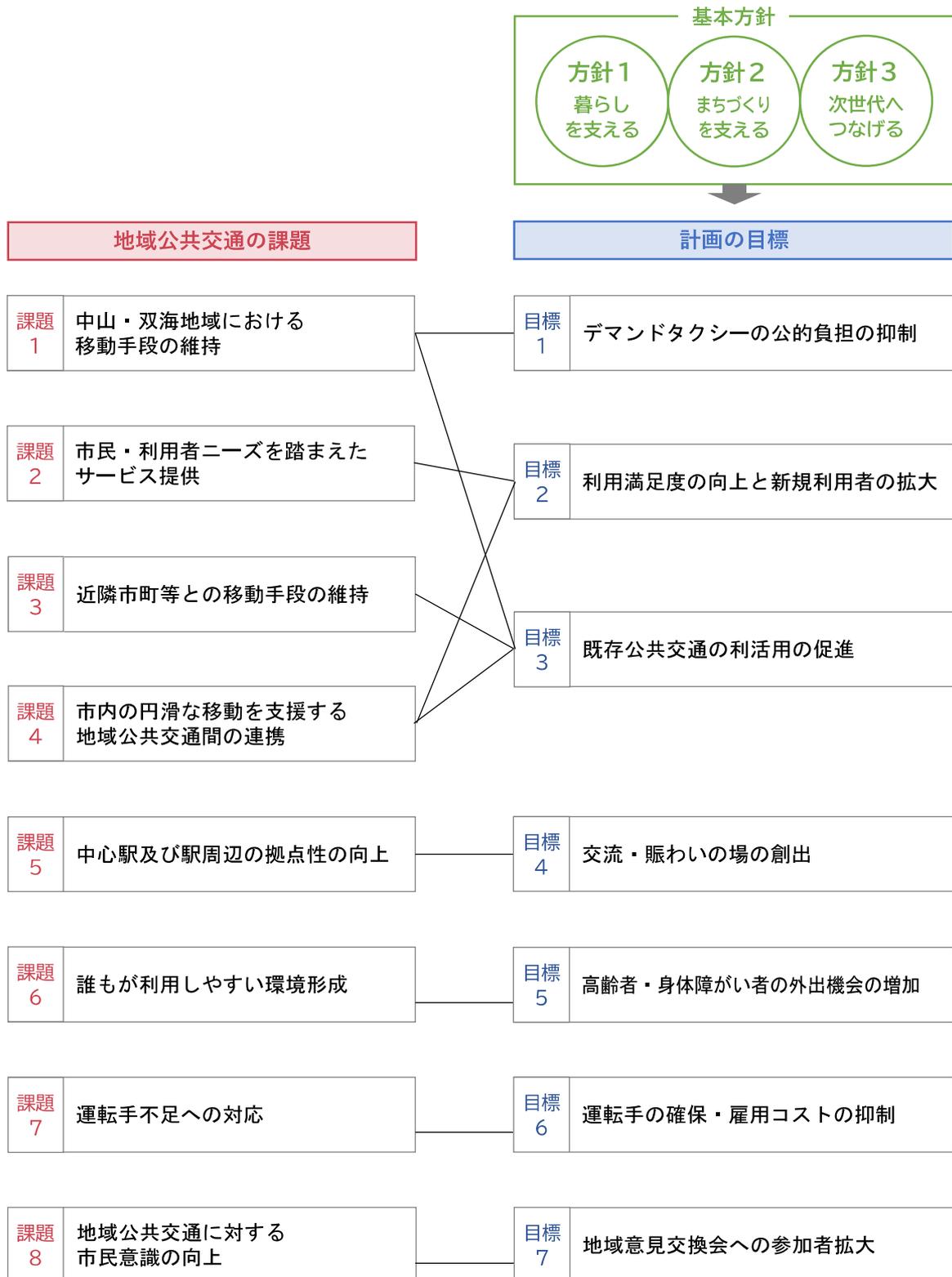


【公共交通ネットワークの考え方】

区分	役割	主な利用者	配置方針	主な交通手段
都市間幹線	・伊予市と近隣市町間（松山市、松前町、大洲市等）の移動	通勤・通学者など	交通拠点と近隣都市を結ぶ路線	鉄道（JR、伊予鉄道）
地域循環	・伊予地域内の移動 ・交通空白地区の移動手段	高齢者、身体障がい者、子ども	中心拠点・交通拠点と伊予地域内の集落を結ぶ路線	コミュニティバス（7路線9系統）
	・中山・双海地域内の集落から交通拠点、地域内施設間の移動 ・交通空白地区の移動手段	高齢者、身体障がい者	地域生活拠点・交通拠点と集落を結ぶ路線	デマンドタクシー（中山・双海地域） タクシー
地域連絡	・中心拠点と地域生活拠点等間の移動	高齢者、身体障がい者、その他市民全般	中心拠点と地域生活拠点を結ぶ路線	既存公共交通の活用

6-3 計画の目標

先の地域公共交通の基本理念の実現に向けて、地域公共交通が抱える課題と基本方針を踏まえて、本計画の目標を以下のとおり設定します。



第7章 目標達成のための施策・事業

7-1 施策体系

計画の目標達成に向けた施策・事業を次のとおり設定します。

計画の目標		目標達成に向けた施策・事業	
目標 1	デマンドタクシーの 公的負担の抑制	【施策1】デマンドタクシーの利用促進とコスト抑制	
		事業 1-1	デマンドタクシーの運行内容の見直し
		事業 1-2	運転免許証自主返納支援制度の推進
目標 2	利用満足度の向上と 新規利用者の拡大	【施策2】地域公共交通の利便性の向上	
		事業 2-1	コミュニティバスの運行内容の見直し
		事業 2-2	駅周辺駐車場・駐輪場の整備
		事業 2-3	市内地域間連絡交通の導入検討
		事業 2-4	割引制度の導入検討
目標 3	既存公共交通の 利活用の促進	【施策3】来訪者を含めた新規利用者の拡大	
		事業 3-1	公共交通を活用した観光プランの作成・PR
		事業 3-2	駅、観光施設等での情報提供
		事業 3-3	立地適正化計画の推進
目標 4	交流・賑わいの場の創出	【施策4】駅前広場・滞留空間の整備	
		事業 4-1	伊予市駅及び郡中港駅周辺整備
目標 5	高齢者・身体障がい者の 外出機会の増加	【施策5】高齢者・身体障がい者の移動支援	
		事業 5-1	福祉車両運行事業者の拡大検討
		事業 5-2	主要駅施設等のバリアフリー化の検討
目標 6	運転手の確保・雇用コストの 抑制	【施策6】新技術・新制度の活用	
		事業 6-1	ライドシェア等の導入検討
		事業 6-2	自動運転バスの導入検討
目標 7	地域意見交換会の参加者拡大	【施策7】地域公共交通に関する情報提供	
		事業 7-1	公共交通情報の定期公開
		事業 7-2	地域意見交換会の支援

7-2 施策・事業展開と評価指標

目標 1 | デマンドタクシーの公的負担の抑制

施策	【施策 1】 デマンドタクシーの利用促進とコスト抑制																						
概要	中山・双海地域で運行されているデマンドタクシーについて、公的負担の抑制に向けて、運行方法の見直しや運転免許証の自主返納の推進による利用増加を図るとともに、運行の効率化によるコスト削減を行います。																						
実施主体	伊予市、交通事業者																						
実施箇所	中山地域、双海地域																						
具体事業	<p>◆ 事業 1-1 デマンドタクシーの運行内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> デマンドタクシー（スマイル号）の運行時間帯について、利用者ニーズを踏まえて、JRへの乗り換えや、目的地施設の開館・閉館時間帯、滞在時間などを踏まえた改正を行います。 デマンドタクシーをより使いやすいものにするとともに、コストの削減を図るために、予約方法や利用券の購入方法について、効率化に向けた検討を行います。 公的負担の抑制や運転手の安定的な確保のため、利用運賃の改正についても検討します。 デマンドタクシー（中山・双海地域）の運行においては、住民の交通手段確保維持及び公的負担の抑制のために、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用も検討します。 <p>< 現行の運行内容 ></p> <p><input type="checkbox"/> 運行日 月～金曜日</p> <p><input type="checkbox"/> 運行時間帯 7:00～17:00</p> <p><input type="checkbox"/> 利用運賃 小学生以上 1回 300円 ※利用券のみ（現金は不可） 利用券は市役所、各地域事務所、佐礼谷・下灘支所で販売</p> <p><input type="checkbox"/> 現行の予約方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗車の1週間前から1時間前までに予約。 午前10時までの乗車の予約は、前日まで。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>各地域中心部の発着時刻の目安</caption> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">運行時刻表</td> <td>→到着</td> <td>8:30</td> <td>出発→</td> </tr> <tr> <td>→到着</td> <td>10:00</td> <td>出発→</td> </tr> <tr> <td>→到着</td> <td>12:00</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(12:00～13:00 休憩)</td> </tr> <tr> <td>----</td> <td>13:00</td> <td>出発→</td> </tr> <tr> <td>→到着</td> <td>14:30</td> <td>出発→</td> </tr> <tr> <td>→到着</td> <td>16:00</td> <td>出発→</td> </tr> </table> <p>◆ 事業 1-2 運転免許証自主返納支援制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、高齢ドライバーの運転免許証の自主返納を支援する制度を、より推進していきます。 <p>< 運転免許証自主返納支援制度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 運転免許証を返納された方にはコミュニティバスまたはデマンドタクシーの乗車券を交付 	運行時刻表	→到着	8:30	出発→	→到着	10:00	出発→	→到着	12:00	----	(12:00～13:00 休憩)			----	13:00	出発→	→到着	14:30	出発→	→到着	16:00	出発→
運行時刻表	→到着		8:30	出発→																			
	→到着		10:00	出発→																			
	→到着		12:00	----																			
	(12:00～13:00 休憩)																						
	----		13:00	出発→																			
	→到着		14:30	出発→																			
	→到着	16:00	出発→																				

目標1 「デマンドタクシーの公的負担の抑制」 に対する評価指標・目標値

評価指標	現況値	目標値 (令和10(2028)年度)
デマンドタクシーの年間利用者数	4,200 人/年 (令和4(2022)年度)	4,400 人/年以上
デマンドタクシーの収支率	4.3% (令和4(2022)年度)	4.4% 以上
デマンドタクシーの公的負担額	27,000 千円/年 (令和4(2022)年度)	27,000 千円/年以下

※現況値 | 実績値

※目標値 | 第2次伊予市総合計画後期基本計画における目標値(令和7(2025)年度)をもとに、利用者数は年間0.6%増、運行経費は現状維持として設定。

評価指標	現況値	目標値 (令和10(2028)年度)
運転免許証自主返納支援制度による利用券交付件数	37 件/年 (令和4(2022)年度)	55 件/年

※現況値 | 実績値

※目標値 | 過年度実績における、年間最大利用券交付件数(56件/年:コミュニティバス+デマンドタクシー)をもとに設定

目標 2 | 利用満足度の向上と新規利用者の拡大

施 策	【施策 2】 地域公共交通の利便性の向上
概 要	地域公共交通の利用満足度を高め、利用頻度の増加を図るとともに、これまで地域公共交通を利用していない年齢層、通勤など多様な目的にもおいても使いやすい運行内容にすることで、新規利用者の拡大を図っていきます。
実施主体	伊予市、交通事業者
実施箇所	伊予地域、双海地域
具体事業	<p>◆ 事業 2-1 コミュニティバスの運行内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊予地域で運行されているコミュニティバス（あいくる）の利用者は増加傾向にありますが、未だ乗車率は低く、多くの公的負担を必要としていることから、運行時間帯やバス停の見直しなどを行い、利用者の満足度の向上、利用者層の拡大を図ります。 コミュニティバス（あいくる／7路線9系統）の運行においては、住民の交通手段確保維持及び公的負担の抑制のために、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用も検討します。 <p>◆ 事業 2-2 駅周辺駐車場・駐輪場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車利用から公共交通利用への転換を促進するため、主要駅周辺への駐車場の整備や駐輪場の整備などを行います。 <p>◆ 事業 2-3 市内地域間連絡交通の導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内の医療・商業施設が限られており、また、JRの運行頻度が低く日常生活に必要な移動には使いにくい双海地域において、JRを補完する交通として、運行頻度の低い時間帯に、双海地域と伊予地域間の連絡交通を運行することを検討します。 <p>◆ 事業 2-4 割引制度の導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティバス及びデマンドタクシーと鉄道との乗換における割引制度の導入について検討を行います。

目標2 「利用満足度の向上と新規利用者の拡大」に対する評価指標・目標値

評価指標	現況値	目標値 (令和10(2028)年度)
コミュニティバスの年間利用者数	11,700 人/年 (令和4(2022)年度)	15,200 人/年以上
コミュニティバスの収支率	7.8% (令和4(2022)年度)	10.0% 以上
コミュニティバスの公的負担額	25,800 千円/年 (令和4(2022)年度)	25,200 千円/年以下

※現況値 | 実績値

※目標値 | 第2次伊予市総合計画後期基本計画における目標値(令和7(2025)年度)をもとに、利用者数は年間5.0%増、運行経費は現状維持として設定。

評価指標	現況値	目標値 (令和10(2028)年度)
地域公共交通に対する満足度 (「満足」「やや満足」)	—	50% 以上

※現況値 | —

※目標値 | 「市民満足度調査」の“人に優しい道路・交通体系づくり”の満足度37%(令和4年度調査)を参考に設定。

※“人に優しい道路・交通体系づくり”は、道路関係も含まれるため、今後、道路と地域公共交通を分ける予定。

目標3 | 既存公共交通の利活用の促進

施策	【施策3】 来訪者を含めた新規利用者の拡大
概要	既存の地域公共交通を最大限活かしていくため、観光客をはじめとする市外からの来訪者や、これまで地域公共交通を利用していない市民に向けて、情報提供や地域公共交通に対する関心を高める各種施策を行い、新規利用者の拡大を図っていきます。
実施主体	伊予市、交通事業者
実施箇所	伊予市全域
具体事業	<p>◆ 事業3-1 公共交通を活用した観光プランの作成・PR</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊予市内の観光施設を、公共交通を利用して回遊してもらう観光プランを作成し、広く周知・PRし、利用を促進します。 <p>◆ 事業3-2 駅、観光施設等での情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客等、市外からの来訪者を対象として、JR駅や伊予鉄道駅、観光施設などにおいて、公共交通の時刻表やタクシー事業者の連絡先、乗換案内など、情報提供を行います。 <p>◆ 事業3-3 立地適正化計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「伊予市立地適正化計画」では、「利便性の高い公共交通ネットワークの形成」を基本方針の一つに掲げ、鉄道駅を中心とした拠点及びネットワークづくりを進めるとされています。 地域公共交通計画においても、立地適正化計画の具体的な施策と整合・連携を図り、計画を推進していきます。

目標3「既存公共交通の利活用の促進」に対する評価指標・目標値

評価指標	現況値	目標値 (令和10(2028)年度)
JR予讃線の年間利用者数	653 千人/年 (令和3(2021)年度)	653 千人/年以上

※現況値：実績（伊予市内10駅の乗降者数）

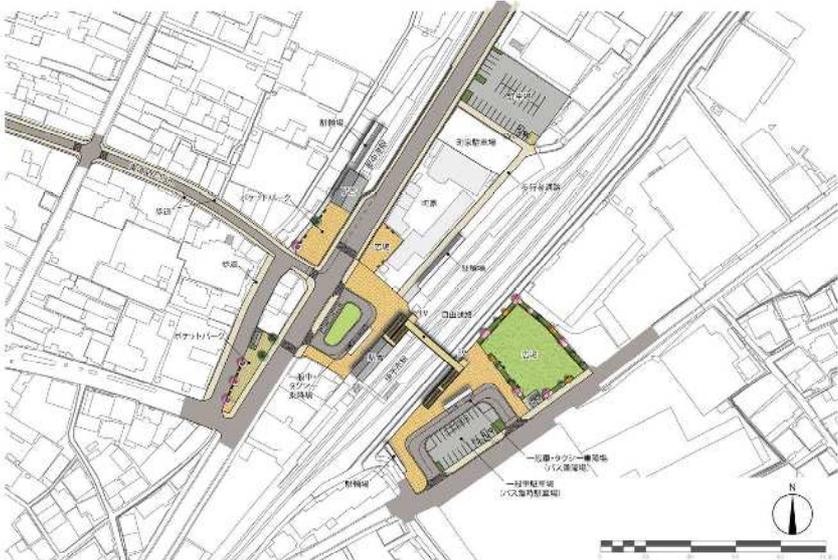
※目標値：人口減少により利用者の減少が予想される中、利便性向上策を講じ、現状値を維持。

評価指標	現況値	目標値 (令和10(2028)年度)
伊予鉄郡中線の年間利用者数	846 千人/年 (令和3(2021)年度)	846 千人/年以上

※現況値：実績（郡中港駅、郡中駅、新川駅の乗降客数）

※目標値：人口減少により利用者の減少が予想される中、利便性向上策を講じ、現状値を維持。

目標4 | 交流・賑わいの場の創出

施策	【施策4】 駅前広場・滞留空間の整備
概要	主要駅の駅前広場の整備や滞留空間の整備などを進め、市民相互や来訪者と市民の交流促進や、伊予市中心部の賑わい創出を図っていきます。
実施主体	伊予市、交通事業者
実施箇所	J R伊予市駅、伊予鉄郡中港駅
具体事業	<p>◆ 事業4-1 伊予市駅及び郡中港駅周辺整備</p> <ul style="list-style-type: none"> J R伊予市駅において、駅東口を整備し、コミュニティバスの乗り入れによる乗換利便性や自由通路による駅東西の移動利便性を高めます。 また周辺に、交流・滞留空間としての広場やポケットパークを整備するほか、地域公共交通利用者の待合環境の改善など、まちの拠点の一つとして機能強化を図ります。  <p style="text-align: center;">伊予市駅・郡中港駅周辺の整備イメージ</p>

目標4 「交流・賑わいの場の創出」に対する評価指標・目標値

評価指標	現況値	目標値 (令和10(2028)年度)
伊予市駅乗降者数	30.9 万人/年 (令和3(2021)年度)	30.9 万人/年以上
郡中港駅乗降者数	31.2 万人/年 (令和3(2021)年度)	31.2 万人/年以上

※現況値 | 実績値

※目標値 | 人口減少により利用者の減少が予想される中、利便性向上策を講じ、現状値を維持。

目標5 | 高齢者・身体障がい者の外出機会の増加

施策	【施策5】 高齢者・身体障がい者の移動支援
概要	「ユニバーサルデザインタクシー」など、車イスでの利用が容易な旅客輸送事業者の拡大を図るとともに、主要駅でのバリアフリー化について検討します。
実施主体	伊予市、交通事業者、地域関係団体
実施箇所	伊予市全域
具体事業	<p>◆ 事業5-1 福祉車両運行事業者の拡大検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足腰の弱い高齢者や車いす使用者の移動を支援するため、ユニバーサルデザインタクシーなど、福祉車両運行事業者の拡大について検討します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">ユニバーサルデザインタクシーのイメージ（国土交通省）</p> <p>◆ 事業5-2 主要駅施設等のバリアフリー化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要駅施設等において、段差解消など、バリアフリー化を検討します。

目標5「高齢者・身体障がい者の外出機会の増加」に対する評価指標・目標値

評価指標	現況値	目標値 (令和10(2028)年度)
福祉車両運行事業者(団体)数	5 社(団体) (令和5(2023)年度)	7 社(団体)

※現況値 | 現在の事業者(団体)数

※目標値 | 伊予市全体で、ユニバーサルデザインの旅客輸送車両を運行する事業者(団体)について、2社(団体)程度の増加を目指す。

目標6 | 運転手の確保・雇用コストの抑制

施策	【施策6】新技術・新制度の活用
概要	運転手不足が深刻化する中、市民ドライバーによるライドシェアなどの導入可能性を検討します。 また、実証運行が行われている自動運転バスについて、引き続き検討を行います。
実施主体	伊予市、交通事業者、その他関係団体
実施箇所	中山地域、双海地域等
具体事業	<p>◆ 事業6-1 ライドシェア等の導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用車の所有者と移動したい人を結び付ける、新たな手段である「ライドシェア」を含めて、手法やメリット・デメリット、伊予市での適用可能性などについて検討（研究）します。 <p>◆ 事業6-2 自動運転バスの導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双海地域で実証運行が行われた自動運転バスについて、自動運転レベル4の早期実現に向けた取り組みを今後も進めていきます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">令和5（2023）年度の実証実験運行車両（伊予市）</p>

目標6 「運転手の確保・雇用コストの抑制」に対する評価指標・目標値

評価指標	現況値	目標値 (令和10（2028）年度)
関係者の勉強会開催回数	—	計 10 回 (～令和10（2028）年度)

※現況値 | —

※目標値 | 年間2回程度の開催を目指す。

地域公共交通計画の目標及び施策・事業の体系

市民みんなで支え、育ち輝くまちづくりに資する地域公共交通

方針1 | 暮らしを支える

方針2 | まちづくりを支える

方針3 | 次世代へつなげる



第8章 計画の達成状況の評価

8-1 実施スケジュール

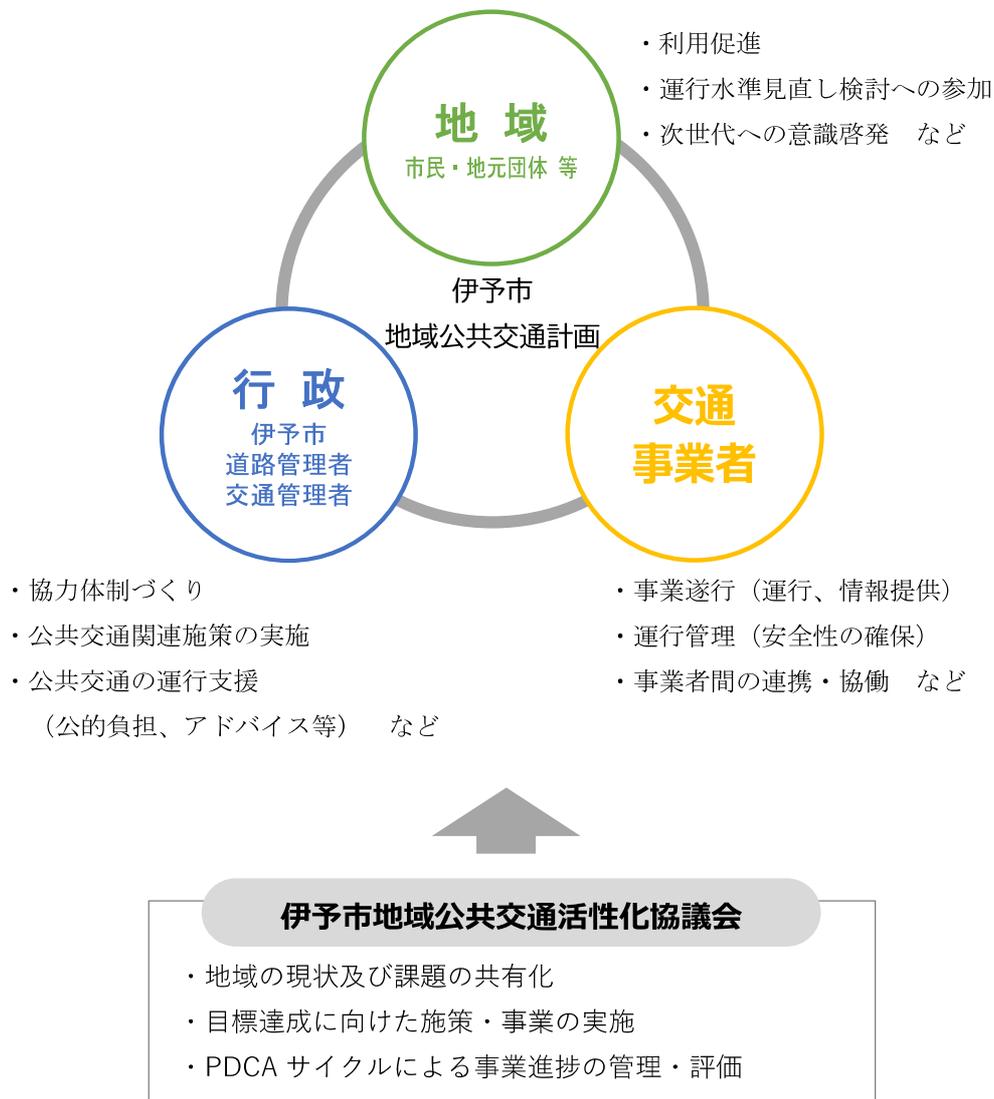
先に設定した、「目標達成のための施策・事業」は、以下のスケジュールに従い実施していきます。

事業 No.	事業内容	実施主体			事業スケジュール				
		伊予市	交通事業者	市民・地元団体等	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)	R09 (2027)	R10 (2028)
1	1-1 デマンドタクシーの運行内容の見直し	○	○		■	■	■		
	1-2 運転免許証自主返納支援制度の推進	○			■	■	■	■	■
2	2-1 コミュニティバスの運行内容の見直し	○	○		■				
	2-2 駅周辺駐車場・駐輪場の整備	○	○				■	■	■
	2-3 市内地域間連絡交通の導入検討	○	○				■	■	■
	2-4 割引制度の導入検討	○	○			■	■	■	■
3	3-1 公共交通を活用した観光プランの作成・PR	○			■	■	■	■	■
	3-2 駅、観光施設等での情報提供	○	○		■	■	■	■	■
	3-3 立地適正化計画の推進	○			■	■	■	■	■
4	4-1 伊予市駅及び郡中港駅周辺整備	○	○		■	■	■	■	■
5	5-1 福祉車両運行事業者の拡大検討	○	○				■	■	■
	5-2 主要駅施設のバリアフリー化の検討	○	○				■	■	■
6	6-1 ライドシェア等の導入検討	○	○	○	■	■	■	■	■
	6-2 自動運転バスの導入検討	○	○	○	■	■	■	■	■
7	7-1 公共交通情報の定期公開	○			■	■	■	■	■
	7-2 地域意見交換会の支援	○		○	■	■	■	■	■

8-2 推進体制

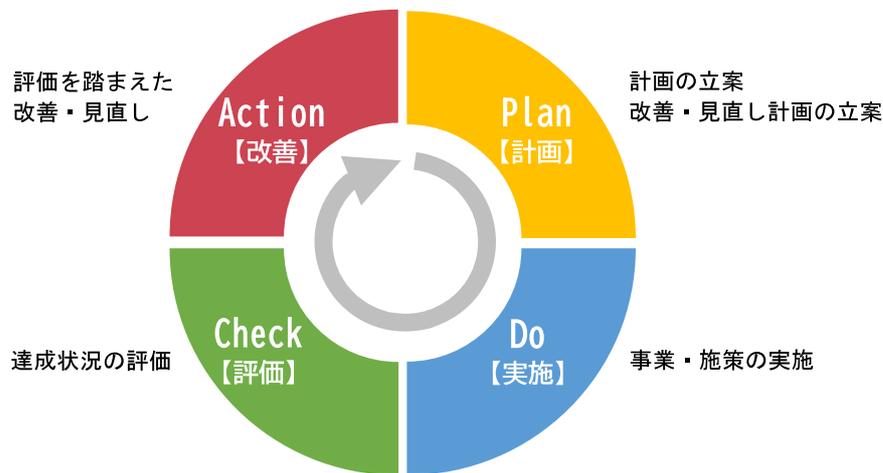
本計画の推進にあたっては、「伊予市地域公共交通活性化協議会」が管理主体として、計画の推進及び施策・事業の進捗状況等の確認を行います。

計画を推進し、目指す将来像の実現や目標達成を図るためには、行政及び交通事業者だけではなく、市民が主体的に関わることが重要であることから、関係者が一体となって、協働のもとで取り組んでいきます。事業実施にあたっては、庁内関係部署や周辺市町などとも連携しながら進めます。



8-3 達成状況の評価と見直し

本計画は、設定した目標の達成状況を確認しながら、計画の進捗状況を管理していきます。
 地域公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえて適宜見直しを行い、計画最終年度において最終評価を実施するとともに、次期計画策定に向けた検討を進めていきます。



【年間単位の進捗管理・評価スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Plan (計画)	前年度評価に基づく改善計画				次年度計画検討			★次年度予算要求				
Do (実行)	事業実施											
Check (評価)										実施状況(進捗)確認		
Action (改善)			改善									
協議会			◎協議会									◎協議会

【長期的な進捗管理・評価スケジュール】

	令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度		令和9(2027)年度		令和10(2028)年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
Plan (計画)	事業改善計画 (必要に応じて計画を改訂)									
Do (実行)	事業実施		事業実施		事業実施		事業実施		事業実施	
Check (評価)						中間評価				最終評価
Action (改善)										

伊予市地域公共交通計画

令和6（2024）年4月

